

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 26 回 会 議 議 事 録

令和 6 年 12 月 13 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和6年12月13日（金）午前10時30分から午前11時30分まで			
場	所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）			
議	題	第1号議案	愛知県漁業調整規則の一部改正について（諮問）		
		第2号議案	いかなご船びき網漁業等の許可等に関する取扱方針の一部改正について（諮問）		
		第3号議案	中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）		
		第4号議案	愛知県資源管理方針の変更について（諮問）		
		第5号議案	まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）		
		第6号議案	はえ縄漁業に関する委員会指示について（指示）		
		報告事項1	漁業権における資源管理の状況等の報告について		
		報告事項2	愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について		
出	席	委	員	山下三千男 黒田 勝春 鈴木 惣和 山本 昌弘 中根 静夫 吉武 正康 小林 俊雄 榊原 満男 鈴木 敏且 鈴木 輝明 小林 清和 岩田 靖宏 長谷川桂子	
事	務	局	職	員	書記長 長井 猛 主 査 黒田 拓男 非常勤職員 井上 容子
農	業	水	産	局	水産振興監 岡本 俊治 水産課 課 長 柴田 晋作 〃 担当課長 坂口 泰治

	水	産	課	課長補佐	大橋 昭彦
		"		課長補佐	堀 勝彦
		"		課長補佐	荒川 哲也
		"		課長補佐	長谷川圭輔
		"	主	査	五藤 啓二

事務局（長井）	定刻となりましたので始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、第 1 号議案から第 6 号議案、報告事項 1 及び報告事項 2 の以上 10 種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。 〔資 料 確 認〕 それでは、ただ今から第 26 回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長（山下）	第 26 回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。 本日は、議案 6 件、報告事項 2 件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。
事務局（長井）	ありがとうございました。 それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いします。
水 産 振 興 監	第 26 回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、年末のお忙しい中、またお寒い中、御出席いただき誠にありがとうございます。 また、日頃から本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。 さて、12 月の中旬ということで、早いもので今年も残りわずかかと

	なりました。それに伴って冬らしい気候となりまして、今週月曜日には1回目ののり共販が開催されました。数量は少ないものの、単価は過去最高値、西三河で1枚225円を記録しております。 良質な製品が生産され、今漁期が豊漁となることを期待しております。 また、ふぐ延縄漁につきましては、今年は小ぶりでありまして、単価が伸び悩んでいる状況ではありますが、豊漁となることを期待しております。 本日の議題は、会長の御挨拶にもありましており、議案6件と報告事項が2件と伺っております。 委員の皆様には、慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。
事務局（長井）	ありがとうございました。 本日は定員15名のうち13名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。 それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。
会長（山下）	私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、吉武委員、榊原委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 第1号議案の「愛知県漁業調整規則の一部改正について」水産課から説明をお願いします。

第1号議案「愛知県漁業調整規則の一部改正について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮 問 文 朗 読」

漁業調整規則は、漁業法及び水産資源保護法に基づき、漁業調整上、水産資源保護上必要な場合において定めております。なお、両法の規定により、規則を制定し、又は改廃しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければなりません。

今般、漁業調整規則の一部を改正する必要があるため、両法の規定に基づき、本委員会に諮問するものでございます。

資料2ページを御覧ください。

漁業調整規則の一部を改正する条文案になります。改正理由及び改正内容の説明につきましては資料3ページを御覧ください。

第1の改正理由、1の漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正につきましては、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、このうち、漁業法第52条に1項を加える改正規定が令和6年7月16日に施行されたことから、関係条文を追加するものでございます。

その内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機、いわゆるVMSと呼ばれる船の位置を把握するための機器ですが、これらの備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものでございます。

すでに漁業法に規定されている条項ではございますが、一連の手続や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものでございます。なお、罰則につきましては、規則で

はなく漁業法第 193 条第 3 号で規定されております。

次に 2、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正につきましては、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものであり、拘禁刑の創設につきましては、規則においても手当てが必要となることから、関係条文を改正するものでございます。

次に 3、文言の適正化につきましては、両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化するもので、国の規則例改正に伴って改正するものでございます。

資料 4 ページを御覧ください。

第 2 の改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。資料 5 ページを御覧ください。

表の右側が旧、左側が改正後の規則となっており、改正する部分に下線を引いております。第 48 条につきまして第二項を第三項とし、同項中の前項を第一項に改めます。次に第二項として「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を損なう行為をしてはならない。」を加えます。

資料 6 ページを御覧ください。

第 54 条第一項中の「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

また、各号の「者」を「とき。」に改めます。

次に第 55 条中の「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改めます。

資料 4 ページにお戻りください。

第 3 の漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障につきましては、都道府県漁業調整規則例の一部改正に伴う形式的な改正であり、規則の内容について変更が生じるものではないことから、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障はないものと判断しております。

第 4 の施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。

	ただし、第 54 条第 1 項の改正規定は、刑法改正の施行に合わせて令和 7 年 6 月 1 日から施行といたします。 資料の 7 ページ、8 ページには、参考として関係法令の抜粋を載せてございます。 以上、漁業調整規則の改正内容について御説明いたしましたが、今後、貴委員会の御意見を踏まえ、国への認可申請など必要な手続きを取って参ります。 なお、改正にあたっては水産庁及び県法規担当部局と協議等を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきましては指導に従ってまいりますので、御了承ください。以上でございます。御審議よろしく願いいたします。
会 長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。
委 員（山本）	VMS を付けている船は愛知県にたくさんあるのですか。 また、AIS とは違うのですか。
水産課（荒川）	AIS とは違ひまして、VMS は衛星を使って船位を測定する装置です。愛知県ですと、沖合底びき網漁業等に使われます。
会 長（山下）	他にありませんか。 それでは質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委 員（多数）	（異 議 無 し）
会 長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。

委員（全員）	（挙手全員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「愛知県漁業調整規則の一部改正について」は原案とおり適当と認めることとします。 次に、第2号議案の「いかなご船びき網漁業等の許可等に関する取扱方針の一部改正について」水産課から説明をお願いします。
水産課（荒川）	第2号議案「いかなご船びき網漁業等の許可等に関する取扱方針の一部改正について」御説明いたします。 資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。 「諮問文朗読」 資料2ページを御覧ください。改正案を載せてございます。 改正の概要、考え方については、資料3ページを御覧ください。 それぞれの取扱方針の一部改正につきまして御説明いたします。 1のいかなご船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について、(1)の概要につきましては、取扱方針の第2(2)において規定される許可又は起業の認可をすべき船舶の数を変更するものでございます。 (2)の考え方につきましては、漁業法改正後2回目以降の許可の一斉更新から、許可に空き枠が生じている漁業については、漁業団体等の意見を聞いて定数の見直しを検討することとしており、これにつきましては昨年6月15日開催の本委員会において御説明をさせていただきました。 (3)の一部改正の理由については、取扱方針で定める定数が291隻のところ、10月末日現在の許可数は265隻となっており26隻の空き枠が生じております。

廃業見合いの新規許可については、資源状況を鑑みて行っておりません。

当該漁業の定数について検討しましたところ、新規許可申請の見込みはなく、また、近年の資源や漁家経営の状況及び業界団体等の意見を考慮すると、現在の許可数に合わせ定数を減らすことが適当と考えられることから、当該漁業の一斉更新を迎えるにあたり定数を現在の許可数とすることとしたいと考えております。

次に2のさより船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について、(1)の概要につきましては、取扱方針の第2(2)において規定される許可又は起業の認可をすべき船舶の数を変更するものでございます。

(2)の考え方については、先ほど御説明した、いかなご船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてと同じでございます。

(3)の一部改正の理由については、取扱方針で定める定数が209隻のところ、10月末日現在の許可数は147隻となっており62隻の空き枠が生じております。

廃業見合いの新規許可については、毎年9月に許可又は起業の認可を行っており、これまでに3隻の実績がありました。

当該漁業の定数について検討しましたところ、廃業見合い以外の新規許可申請の見込みはなく、また、近年の資源や漁家経営の状況及び業界団体等の意見を考慮すると、現在の許可数に合わせ定数を減らすことが適当と考えられることから、当該漁業の一斉更新を迎えるにあたり定数を現在の許可数とすることとしたいと考えております。

改正の内容につきましては、資料4ページの新旧対照表を御覧ください。

いかなご船びき網漁業の許可等に関する取扱い方針第2(2)の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を現在の許可数である265隻へ改正するものでございます。

	次に資料５ページを御覧ください。 さより船びき網漁業の許可等に関する取扱い方針第２（２）の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を現在の許可数である１４７隻へ改正するものでございます。 最後に、参考として６ページに関係法令の抜粋を、７ページ以降に改正後の取扱い方針を載せております。 以上でございます。御審議よろしく願いいたします。
会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。
委員（山本）	一回定数を減らしてしまうと、もう増やすことはできないのですか。
水産課（荒川）	減らした定数につきましては、要望があった場合には、改めて水産試験場や業界団体等の意見を聴きまして、改正する前までの定数と考えていますが、増やすことも検討していきたいと思っています。
会長（山下）	他にありませんか。 質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）

会 長 （ 山 下 ）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「いかなご船びき網漁業等の許可等に関する取扱方針の一部改正について」は原案どおり適当と認めることといたします。 次に、第3号議案の「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、その前に事務局から連絡があるとのことで、よろしくお願いします。
事務局（長井）	ただいま御審議いただきました第2号議案の御承認を受けまして、第3号議案の諮問文を配布いたしますので、資料1ページの差替えをお願いします。 （事務局配布）
会 長 （ 山 下 ）	それでは、水産課から説明をお願いします。
水産課（荒川）	第3号議案、中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について御説明いたします。 漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。 先ほどお配りした資料を御覧ください。諮問文を朗読いたします。 「 諮 問 文 朗 読 」 今回、来年3月に有効期間の満了を迎え、許可の一斉更新を行う中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものでございます。

資料 2 ページ、別紙を御覧ください。

表の左の欄に今回諮問させていただく漁業種類と、諮問内容である制限措置の内容を真ん中の欄に、申請すべき期間を右の欄に記載しております。

制限措置の内容につきましては、(1) 漁業種類、(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、(3) 船舶総トン数、(4) 推進機関の馬力数、(5) 操業区域、(6) 漁業時期、(7) 漁業を営む者の資格を示しております。

まず、1 の中型まき網漁業につきまして、制限措置のうち、(2) の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、定数に対し空き枠が生じておりますが、農林水産大臣の告示に基づく定数であるため、変更はなく、その他の制限措置の内容につきましても現行の許可方針から変更はございません。

申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第 11 条第 2 項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和 7 年 1 月 28 日火曜日午前 8 時 45 分から令和 7 年 2 月 28 日金曜日午後 5 時 30 分までの 1 か月としております。

次に 2 のいわし・いかなご船びき網漁業につきまして、(2) の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、定数と現在の許可隻数が同じとなっておりますので、変更はなく、その他の制限措置の内容につきましても現行の許可方針から変更はございません。

申請すべき期間につきましては、中型まき網漁業と同様、一月を下らない範囲内とし、令和 6 年 12 月 24 日火曜日午前 8 時 45 分から令和 7 年 1 月 24 日金曜日午後 5 時 30 分までの 1 か月としております。

資料 3 ページを御覧ください。

3 のさより船びき網漁業につきまして、制限措置のうち、(2) の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、先ほどご

	承認いただいた許可方針と同じ 147 隻としております。 (2) 以外の制限措置の内容につきましては現行の許可方針から変更はございません。 申請すべき期間につきましては、中型まき網及びいわし・いかなご船びき網漁業と同様、一月を下らない範囲内とし、令和 7 年 1 月 28 日火曜日午前 8 時 45 分から令和 7 年 2 月 28 日金曜日午後 5 時 30 分までの 1 か月としております。 最後に、参考として 4 ページに関係規則の抜粋を、5 ページ以降には、申請を受けるにあたり県 web ページ上で公開される公示文の案を載せております。 以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。
会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることといたします。

水産課（長谷川）	次に、第４号議案の「愛知県資源管理方針の変更について」水産課から説明をお願いします。 愛知県資源管理方針は、漁業法に基づき、国の資源管理基本方針に即して、本県の資源管理方針を定めるものです。 愛知県資源管理方針の変更については、漁業法に基づき、海区漁業調整委員会への諮問後、水産庁に協議して、承認される必要がありますので、本日、諮問を行うものです。 最初に、諮問文を朗読いたします。資料の１ページを御覧ください。 「諮 問 文 朗 読」 ２ページから３ページを御覧ください。愛知県資源管理方針の一部を改正する文案になります。変更の理由及び主な変更点につきましては、４ページを御覧ください。 まず、１変更の理由についてです。本年１１月に国の資源管理基本方針が変更され、かたくちいわし太平洋系群が、来年１月から漁業法に基づくＴＡＣ管理の対象資源である特定水産資源のステップアップ管理対象資源となります。また、しらすについても漁獲努力量を現状より増加させないように努める旨が国の資源管理基本方針に明記されました。 ここで、最後の２９ページを御覧ください。ステップアップ管理については、４月の漁業者代表を集めたステークホルダー会合で合意され、その結果は、５月の本委員会でも御報告させていただきましたが、当面、採捕の停止や配分数量の明示はせず、資源評価等に係る課題の解決を図りながら段階的に管理を進めていくものとなります。 こうした国の資源管理基本方針の変更に伴い、愛知県資源管理方針を適合させるため、このたび変更を行うものです。
----------	---

4 ページにお戻りください。2 主な変更点についてですが、かたくちいわし太平洋系群に係る部分である別記 7 と、しらすに係る部分である別記 14 を変更していますが、具体的には新旧対照表にて説明しますので 5 ページを御覧ください。

別記 7 がかたくちいわしに係る部分ですが、当面ステップアップ管理を実施していくことになりますので、他の特定水産資源と同様の記載内容としており、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理としております。

また、5 ページから 6 ページにかけての記載のとおり、漁獲努力量の制限として、主に漁獲のある漁業種類について、許可する船舶数に上限を定めて管理を行うこととしております。

続いて、8 ページを御覧ください。

別記 14 がしらすに係る部分ですが、現行の水準以上に漁獲努力量を増加させない管理として、かたくちいわしと同様に許可する船舶数に上限を定めて管理を行う旨を第 3 に追加した変更となります。

その他、軽微な字句の修正を、5 ページの第 8 において、6 ページから 9 ページの別記 8 から別記 18 において行っております。

内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会で御承認をいただきましたら、漁業法第 14 条第 10 項において準用する同条第 5 項に基づき、水産庁へ承認申請をすることになります。また、本方針は県公報により告示による公表となります。その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、水産庁及び法務文書課との協議結果に従うとの御了解を合わせてお願いいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

TAC との兼ね合いはあるのか。

水産課（長谷川）	国ではここに至るまでに、ステークホルダー会合など開催しております。この先の資源の強化、資源の配分、もし資源がたくさんあった時にはどうするのかなどを話し合う会議の場で、私達県も漁業者さんの意見を踏まえて意見を述べています。国も漁業者さんの意見を聴いてくれているので、これからは漁業者のみなさんには出ただいて気持ちを伝えていただきたいと思います。
会長（山下）	シラスについても対象になると困ってしまう。
水産課（長谷川）	シラスにつきましては、国の資源管理方針の中で漁獲努力量を現状以上に増加させないようにという書き方がしてあります。
会長（山下）	それだと、現状より採ってはいけないということだろう。
水産課（長谷川）	現状水準ということです。
委員（山本）	現状の基準はあるの。
水産課（長谷川）	船数を今以上に増やさないことで、漁獲量を制限しています。 シラスについては、自然死亡の割合が多く、資源への影響の把握が非常に難しいということで、国の方もシラスのTAC化には積極的ではありません。一方で、シラスの親はカタクチイワシですので、県によってはシラスに対して厳しい考え方をしているところもあります。
水産課（坂口）	ステップアップの特定資源になるというのはカタクチイワシの方で、シラスについてはTACにはなっていないので、漁獲努力量227隻で愛知県は管理していきましょうということですので、そこは御理解いただきたい。

会長（山下）	ある程度、漁業者に説明してほしい。
水産課（柴田）	少し補足させていただきます。 カタクチイワシが TAC に入るということは、4 月 24 日のステークホルダー会合で、最終的に漁業者が合意をしたという形になっています。この時にぱっちの磯部会長始め漁業者の代表も行かれて、最後まで反対しまして、坂口担当課長も水産庁の部長に意見をしまして、かなりやりあいました。最終的にはステップアップ方式ということになり、水産庁の説明としては、まずステップ 1 で TAC の練習をして、そこからステップ 2，ステップ 3 になると本格的に漁獲規制に入るということでありまして、ステップ 3 になるまでにしっかりと漁業者の理解を得て進めますと水産庁が約束したということで、関係する漁業者が同意をしたということです。このことは 5 月の海区委員会でも御説明いたしました。 これからが大事でありまして、ここからステップ 2，3 に入るまでに、漁業者の方の意見を水産庁にしっかり述べていかなければいけません。TAC 設定するにあたっての資源評価のやり方、資源がすごく増えてきた場合の措置、カタクチイワシは資源評価どおりにならないという点に対してのルール作りなどしっかり意見調整をして、ステップアップに備えることが大事です。 今回は国の方針で、法律上の TAC の対象になったということで、県も入れることになります。加えて、シラスにつきましては、他の県からシラスもカタクチイワシの子供なので対象にするべきだという意見がありました。ただ、水産庁はシラスは自然死亡に比べて漁後の影響はそれほど大きくないとして、その意見については否定的なのですが、シラスも対象にするべきという県に配慮して、落とし所として、現状の隻数から増やさないということを方針に明記することで決着しているところです。

会長（山下）	他に何かありますか。
委員（鈴木輝明）	今、課長が言われたシラスも含めよと言っているのはどこの県ですか。
水産課（柴田）	具体的に4月24日の会議で述べられていたのは千葉県です。
委員（鈴木輝明）	神奈川県の前会長さんが言われましたが、TACは人為的な管理が資源に非常に影響を与える種類について資源管理対象魚種にするというのが妥当な考えです。カタクチイワシ、マイワシ、ましてやシラスのように自然変動要因が極めて大きい種類について、評価のしようがないので、対象魚種にすること自体無理がある。水産庁も今の段階ではシラスは対象ではないと言っているが、しばらく時間が経って、管理すべき対象となった時には何とか理屈を付けて対象魚種にしてくる可能性はある。ステップアップで少しは歯止めがかかったと思うが、愛知県の場合にはシラスは非常に重要な魚種なので、妥協せず今まで以上に、今言ったような趣旨の意見を今後も強く訴えていってほしいというのが私の意見です。
水産課（柴田）	カタクチイワシについては、今鈴木委員が言われたように科学的にTACにはそぐわないという意見が多くありました。しかし、国の方針として、今の漁獲の8割をTAC対象にするという政治的な背景があり、進められたということです。その中で、さすがにシラスについては、さらに漁獲規制するのは科学的根拠がないと水産庁も理解していて、シラスは今のところTACに入れないということになっていますが、鈴木委員が言われたように、政治的背景から、いつ話が変わってくるかもしれません。今後漁業者の方が意見を述べるということが大事ですので、引き続き業界からの意見発信をお願いします。

会長（山下）	他にありませんか。 質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「愛知県資源管理方針の変更について」は原案どおり適当と認めることといたします。 次に、第5号議案の「まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説明をお願いします。
水産課（長谷川）	令和7管理年度が来年1月から開始する、まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量について、国から配分量が示されましたので、漁業法に基づき、貴委員会に諮問させていただくものです。 最初に、諮問文を朗読させていただきます。資料の1ページを御覧ください。 「諮 問 文 朗 読」 2ページを御覧ください。 令和7管理年度である令和7年1月1日から12月31日までの知

事管理漁獲可能量は「愛知県まいわし太平洋系群漁業」と「愛知県ま
あじ漁業」にそれぞれ「現行水準」を設定しています。この「現行水
準」は、漁獲努力量を現状以下とすることで、漁獲量を現行以上に増
加させない管理を行うものとなります。

また、令和7年1月1日から新たにTAC管理がはじまる愛知県か
たくちいわし太平洋系群漁業には、92,000 トンの内数を設定してい
ます。92,000 トンの内数とは、これまで国の会議で示されてきまし
た、国全体での漁獲の上限となります。

なお、令和7年1月1日から開始されるのは、ステップ1になり
ますので、漁獲量報告が義務化されますが、採捕停止命令は出され
ません。

3 ページを御覧下さい。

3 ページから 5 ページは 11 月 21 日の官報を抜粋したものであ
り、国から都道府県へ示された配分量が記載されています。まあじ
及びまいわし太平洋系群については 3 ページから 4 ページに、かた
くちいわし太平洋系群については 5 ページ、に本県への配分が記載
されています。まいわし太平洋系群及びまあじの漁獲量は、本県の
全国シェアが小さいことから令和 6 管理年度と同様に国から「現行
水準」が配分されており、かたくちいわし太平洋系群については、先
ほど御説明したとおり、92,000 トンの内数が配分されています。

なお、6 ページには、参考として、漁業法条文の抜粋を載せてお
ります。

内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会で御承認をいただ
いきましたら、漁業法第 16 条第 3 項に基づき、水産庁へ承認申請
をすることになります。また、本方針は県公報により告示による公
表となります。その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変
更は、水産庁及び法務文書課との協議結果に従う、との御了解を合
わせてお願いいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお
願いいたします。

会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。
委員（長谷川）	カタクチイワシの従前の現行水準という場合と 92,000 トンの内数の場合とで、結局獲れる量というのは同じなのか違うのか教えてください。
水産課（長谷川）	TAC 化が今年から始まるということで、これまではそもそも現行水準という扱いをしておりません。92,000 トンの内数という考え方ですが、実際に獲る量は現行どおりという理解でよいと思います。これは、92,000 トンというのは、資源管理の目標として 2035 年に漁獲量 8.1 万トン達成するのに必要な親の魚が 112,000 トンなのですが、それを達成できるように 2025 年に漁獲できる量を計算すると、全国で来年度は 92,000 トンであるということです。また、来年度以降は水準を見ながら、来年には採捕停止がかからない配分がされる予定ですが、その数字を作るのに今年の結果などを反映させていくということです。
委員（山本）	つまり、全国で 92,000 トン以下に抑えたいということですか。
水産課（長谷川）	目標でありまして、仮に超えたとしてもペナルティはありません。
会長（山下）	他にいいですか。 質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案

	を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」は原案どおり適当と認めることといたします。 次に、第6号議案の「はえ縄漁業に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。
事務局（黒田）	第6号議案「はえ縄漁業に関する委員会指示」を御説明いたします。 資料3ページを御覧ください。 こちらが現在発動中の委員会指示でございます。 はえ縄漁業に関する指示につきましては、資源保護と漁業秩序の維持のため、漁具の制限、操業禁止期間の設定、採捕重量の制限を設けるよう、平成3年に初めて指示を発動いたしました。 その後、ふぐ延縄を底延縄に限定、禁止漁具の所持を禁止するなど、必要の都度、指示内容を強化してまいりまして、現在、平成27年から同じ内容の指示を発動しているところです。 今回、この委員会指示は令和7年1月31日に指示の有効期限を迎えますが、今後も委員会指示を継続して、資源保護と漁業秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。 資料1ページを御覧ください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。 内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和7年2月1日から令和8年1月31日まで1年更新するものです。 それでは指示案を朗読させていただきます。

	「指 示 文 朗 読」 本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は令和7年1月28日を予定しております。 なお、委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。 以上でございます。御審議よろしく願いいたします。
会 長 （ 山 下 ）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委 員 （ 多 数 ）	（ 異 議 無 し ）
会 長 （ 山 下 ）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委 員 （ 全 員 ）	（ 挙 手 全 員 ）
会 長 （ 山 下 ）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「はえ縄漁業に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。 次に、報告事項1の「漁業権における資源管理の状況等の報告について」水産課から説明をお願いします。

水産課（黒田）	それでは、報告事項1「漁業権における資源管理の状況等の報告について」御説明いたします。 資料の1ページの1 制度の概要を御覧ください。 漁業法に基づき、漁業権者は、漁業権における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を、1年に1回以上、知事の定める日までに知事に報告しなければならないこととなっております。 また、知事は海区漁業調整委員会に対し、漁業権者から報告関して意見を付して、1年に1回以上の報告が必要であり、漁業権が適切かつ有効に活用されていない場合は、海区委員会の意見を聴いて、指導・勧告を行うこととなります。 これらのことを定めた関係法令については、2ページに参考として掲載しております。 次に、2 資源管理の状況等及び県からの意見について報告させていただきます。 まず、報告の対象とした期間でございますが、共同漁業権については令和5年1月1日から令和5年12月31日まで、区画漁業権ののり、わかめ養殖は、令和5年8月1日から令和6年5月31日まで、区画漁業権のその他については、令和5年1月1日から令和5年12月31日までとしております。 このため、今回の報告は、昨年9月1日の漁業権一斉切替え前及び切替後の漁業権に基づき行われた報告となります。 報告内容を基に、資源管理に関する取組、漁場の活用状況及び組合員行使権の行使状況を評価し、漁業権が適切かつ有効に活用されているか否かを判断しました。 その結果につきましては、共同漁業権は3から6ページ、区画漁業権は7から9ページに掲載いたしました。 表は左から、免許番号、漁業権者、漁業種類、評価項目である資源管理に関する取組状況、漁場の活用状況、組合員行使権の行使状況の判断結果、適切かつ有効に活用されているかの判断結果を示し
---------	---

ており、取組や活用等がなされている場合は○、そうでない場合は×と記載しています。

また、漁場の活用や組合員の行使の実態はないが、合理的理由が付されているものについては○※と記載しています。

なお、免許番号、漁業権者等につきましては、現在の漁業権に基づき整理しております。

それでは結果について御説明いたします。

資源管理に関する取組については、全ての漁業権において漁業権行使規則が遵守されており、共同漁業権においては、漁具漁法の制限や種苗放流の実施、区画漁業権においては漁場改善計画の履行等の報告がありました。

漁業権に関する漁場紛争等の発生は確認されておらず、なまこやあわびといった定着性水産動物の種苗放流の他に、一部では魚類の放流も実施されていることが確認されており、漁場改善計画については資源管理協議会において履行が確認されていることから、資源管理に関する取組が適切に行われていると判断されました。

漁場の活用状況及び組合員行使権の行使状況についても、ほとんどの漁業権において漁場の活用及び組合員による行使がなされていました。

6 ページの共同漁業権、7 ページから 9 ページの区画漁業権にありますとおり、一部、行使者が少なく、漁場活用が少ない漁業権もありましたが、そういった漁業権は主たる行使者が療養中、漁場環境の悪化のため休漁など、水産庁作成の海面利用制度等に関するガイドライン」に例示されている合理的理由に該当するものでした。

なお、行使者が療養中のところにつきましては、現在の行使者の他に、行使予定者がいるとのことでございます。

これらのことから、県といたしましては、現在設定されている県内の全ての漁業権が適切かつ有効に活用されていると判断いたしました。

報告は以上でございます。

会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、次に、報告事項２の「愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報に関する規定の一部改正について」事務局から説明をお願いします。
事務局（黒田）	報告事項２の「愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について」御説明いたします。 資料１ページを御覧ください。 １の改正の概要でございますが、口頭による保有個人情報の閲覧の求めをする場合等において行う本人確認につきまして、本人確認書類から健康保険の被保険者証を削除するものでございます。 ２の改正の理由としましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険の被保険者証が一体化され、現行の被保険者証が廃止されることに伴いまして、規程を整理するものでございます。 施行期日につきましては、改正法の施行日に合わせ、令和６年１２月２日としております。 公報登載につきましては、県法規担当課の指導の下、所要の改正につきまして、令和６年１１月２９日付け県公報に登載いたしました。 ３ページに県公報、４ページ以降に新旧対照表を載せております。 報告は以上でございます。
会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、以上で本日予定の議題はすべて終了しました。

これをもちまして、第26回委員会を終了します。
委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長
委 員
委 員

